

3 日本の領域とその特色

○日本の領域

()^{***}とは、一つの国の範囲のこと。国家の主権がおよぶ範囲でもある
 →領土、領海、領空からなる

[() : その国の主権がおよぶ陸地のこと

() : その国の主権がおよぶ領域の海洋部分のこと。海岸線から 12 海里(約 22 km)まで

[() : 領土と領海の上空のこと

()^{**}: 約 38 万km² 排他的経済水域: 約 447 万km²(国土面積の 10 倍以上)

日本の東西南北の端

最北端	()	北緯 約 45 度	北海道
最南端	() ^{***}	北緯 約 20 度	東京都
最東端	()	東経 約 153 度	東京都
最西端	()	東経 約 122 度	沖縄県

※択捉島から与那国島までの距離は約 3000 km

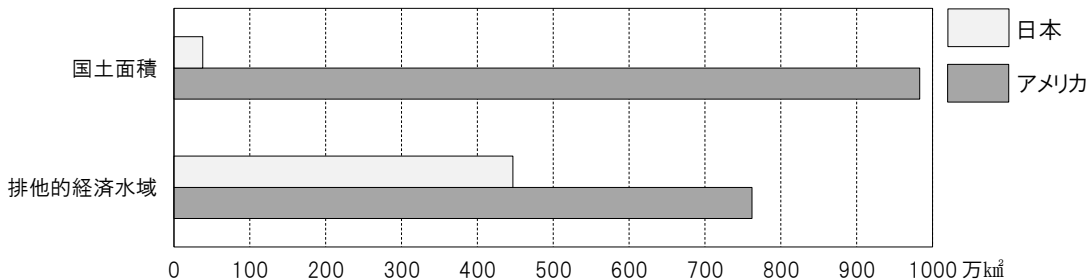
○海の資源の利用と排他的経済水域

()^{***}とは、領海の外側の海域のこと。海岸線から 200 海里(約 370 km)まで
 →沿岸国が水産資源や鉱産資源を利用する権利がある

()とは、領海の外側で、海岸線から 24 海里までの範囲のこと
 →沿岸の国が密輸や密入国などの取りしまりにあたる

()^{**}とは、排他的経済水域の外側の海域のこと
 →いずれの国にも属さず、すべての国が自由に航行や漁業を行うことができる

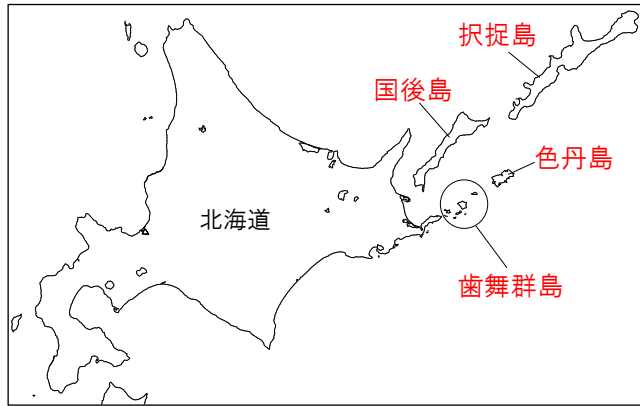
＜国土面積と排他的経済水域の面積＞



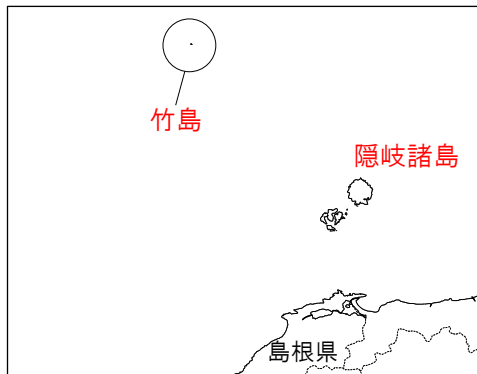
○国際法に基づいた日本の領土

()とは、各国が守るべき国と国との間の関係を定めた法のこと。条約や慣習、合意が含まれる

(***)とは、北海道の北東部にある国後島・択捉島・色丹島・歯舞群島のこと
→第二次世界大戦後のソ連に占領され、現在まで()が不法に占拠



()とは、島根県の北西に位置する2つの島と岩礁からなる群島のこと
→1905年に日本の領土になるが、1952年から()が自国の領土と主張、不法に占拠
※日本は国際司法裁判所での話し合いを提案しているが、韓国が応じていない



()とは、沖縄県の西に位置する5つの島などからなる島々のこと
→1895年に沖縄県に編入されるが、1970年代から()が領有権を主張
※周辺の海域に原油などの資源が埋蔵されていることが注目されている

